

諮問「東海市緑の基本計画の改訂について」 (資料1)

1 緑の基本計画の概要

緑の基本計画とは、公共公益施設だけでなく、民間の所有する区域も含めた緑の空間全体を対象として、「緑地の保全」や「緑化の推進」、「公園緑地の整備及び維持管理の方針」など、本市の緑の将来像と実現のための施策を示し、行政、市民、事業者などが一緒になって進めていくための指針となる計画です。

2 現在の計画について

現在の計画期間は、平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度)で、めざす緑の将来像「未来につなぐ緑の都市づくり」の実現に向けて、目標を設定し、それを達成するための様々な施策を展開し、取り組んでいます。

3 改訂に向けて

現行計画の達成度を検証し、本市の緑の現況調査結果や市民意識の把握に努め、東海市の緑を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、国の「緑の基本方針」や「愛知県広域緑地計画」、「東海市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図りながら改訂作業を進めていきます。

【国の「緑の基本方針」の目標】※市街地については緑被率3割以上を目指す

- ・人と自然が共生するネイチャーポジティブ(自然再興)を実現した都市
- ・環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市(吸収源対策、樹木の更新)
- ・Well-being(幸福、快適)が実感できる水と緑豊かな都市(地域と人のつながり)

【作業内容】

年度	作業内容
令和7年度	<u>現況調査・課題の整理～基本方針の検討</u> 上位・関連計画の整理、緑の現況調査、緑被率調査、現行計画の達成度検証、市民意識調査、課題の整理、基本方針の検討
令和8年度	<u>目標・施策の検討～緑の基本計画の改訂</u> 目標の設定、施策の検討、計画の進行管理の検討、自然環境調査結果反映、計画(素案)の作成、パブリックコメント、策定委員会、計画改訂

【作業スケジュール（案）】

月	作業内容	備考
R 8. 1月	策定委員会要綱制定	委員市民公募
2月	緑化審議会…改訂作業について（諮問）	【諮問】
3月	基本方針案の検討	
4月	緑の将来像の検討	策定委員会委員委嘱
5月	策定委員会（第1回）…現況と課題、基本方針、緑の将来像について（意見反映）	庁内意見照会
6月	緑化審議会（第1回）…現況と課題、基本方針、緑の将来像について（審議）	
7月	目標、施策の展開、主な事業内容の検討	
8月	策定委員会（第2回）…目標の設定、施策の展開、主な事業について（意見反映）	庁内意見照会
9月	計画素案、地域別構想の検討	市議会報告（中間）
10月	策定委員会（第3回）…計画素案について（意見反映）	庁内意見照会
11月	緑化審議会（第2回）…計画素案について（審議）	
12月	パブリックコメント実施（意見反映）	
R 9. 1月	策定委員会（第4回）…計画改訂について（意見反映）	庁内意見照会
2月	緑化審議会（第3回）…計画改訂について（審議、答申）	【答申】
3月	計画改訂、公表	市議会全員協議会報告

緑化審議会：緑に関する重要事項として、緑の基本計画改訂内容を審議する

策定委員会：緑に関する学識経験者や関係者等の意見を計画改訂に反映する

4 東海市緑の基本計画策定委員会

東海市緑の基本計画の改訂にあたり、緑に関する学識経験者や関係者等の幅広い意見を反映させるため、東海市緑の基本計画策定委員会を設置します。（別紙要綱参照）

事務局で作成した計画素案について、段階的に策定委員会の意見を反映し、ブラッシュアップしたものを、緑化審議会に提示して、計画内容の妥当性について審議していただきながら改訂作業を進めていきます。

東海市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項を定める東海市緑の基本計画の策定にあたり幅広い意見を反映させるため、東海市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 緑地保全関係者 1人
- (3) 公園・街路樹関係者 1人
- (4) 情報発信・交流関係者 1人
- (5) 市内に住所を有する者 2人

(任期)

第3条 委員の任期は、委員に委嘱された日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(役員)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の意見は、これを尊重するとともに、東海市緑の基本計画の策定に反映させるように努めるものとする。

5 委員長は、必要と認めるとき、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部花と緑の推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）1月15日から施行する。